

グローバル・インカム・プラス (毎月分配型)

—第206期分配金のお知らせ—

平素は「グローバル・インカム・プラス (毎月分配型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2021年10月11日(月)に第206期決算を迎え、当期の分配金(1万口当たり、税引前、以下同様)を、前期の10円から5円に引き下げることと致しましたことをご報告申し上げます。

コロナ禍以降、先進国の金利が低水準で推移しており、ファンドが受け取る利息収益が減少していることなどから、今後の安定した分配をめざしていくために分配金引き下げを決定しました。

引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【分配金(1万口当たり、税引前)の推移】

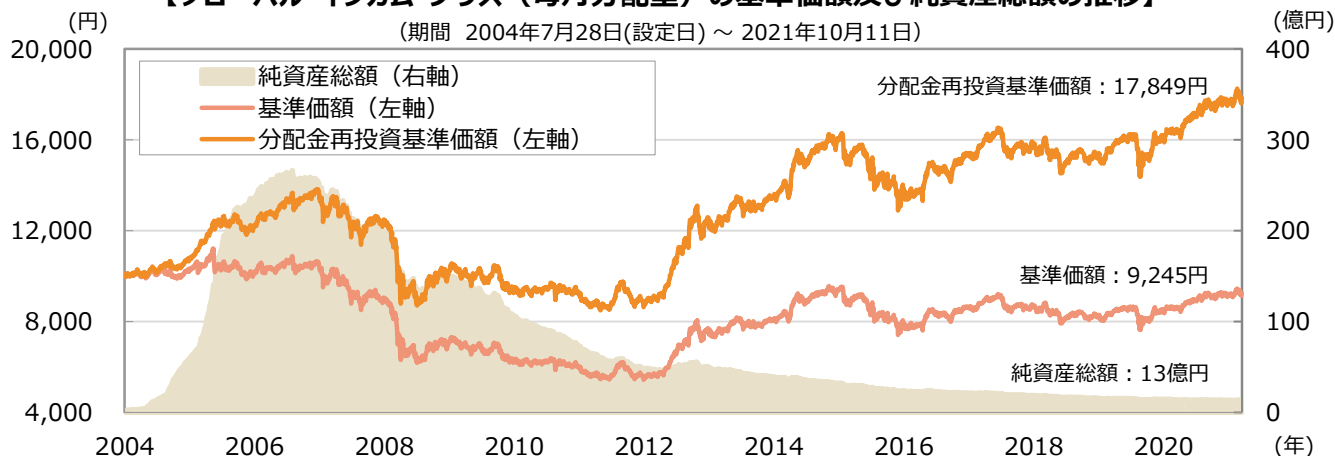
(2021年10月11日時点)

第194期～第205期	第206期
10円	5円

※分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づき決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

【グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)の基準価額及び純資産総額の推移】

(期間 2004年7月28日(設定日)～2021年10月11日)



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

【ファンドの概要等】

設定日	2004年7月28日
決算日	毎月10日 (休業日の場合は翌営業日)
基準価額	9,245円
純資産総額	13億円

【基準価額の騰落率】

(2021年10月11日時点)

3カ月前比	0.62%
6カ月前比	1.20%
1年前比	8.48%
設定来	78.49%

投資信託は元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

(ご参考) 分配金額を引き下げた場合の基準価額について

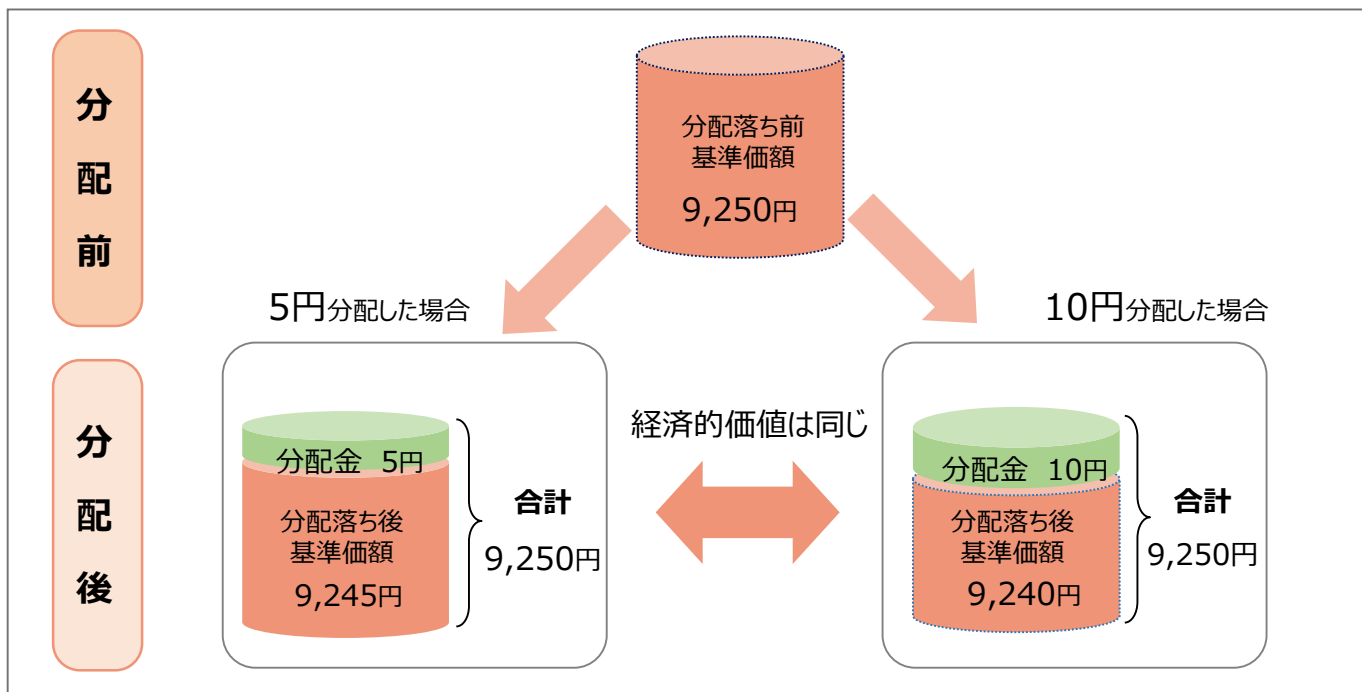
分配金額の引き下げによって生じた差額は、ファンドの純資産として留保され、運用に振り向けられます。

今回、分配金額を前期に対し5円引き下げましたが、この引き下げ相当分はファンド内に留保され、分配落ち後の基準価額は分配金額を引き下げない場合と比べ5円相当分高くなります。

分配金と分配落ち後基準価額合計は、分配金額にかかわらず、分配落ち前基準価額と同じになります。

つまり、分配金額が変動しても、投資家の皆さまにとっての経済的な価値が変わるものではありません。

基準価額と分配金の関係 (イメージ図)



※基準価額の数値は2021年10月11日決算の数値を使用しています。後記の「収益分配金に関する留意事項」もあわせてご覧ください。
※決算時点での経済的価値について述べたものであり、分配金は、1万口当たり、税引前の金額で表示しています。税金による影響は考慮しておりません。

ファンドの投資成果は、総合的な収益「トータルリターン」の観点から判断することが重要です。

ファンドの投資成果は、基準価額の値動きと分配金の双方を考慮し、ファンドの総合的な収益で考える「トータルリターン」の観点から判断することが重要です。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がることになります。(後記の「収益分配金に関する留意事項」もあわせてご覧ください。) 従って、分配金額が引き下げになったということだけで、ファンドの投資成果の良し悪しを判断することはできません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

ファンドの特色・分配方針および投資のリスク

ファンドの特色

- ◆ グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）は、日本を除く世界の債券およびわが国の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益等）の確保とともに信託財産の成長を目指します。
- ◆ 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田 T O P I X マザーファンドを主要投資対象とします。
- ◆ ファンドの組入比率については、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド65%、明治安田 T O P I X マザーファンド35%を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス5%程度とします。
- ◆ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

分配方針

- ◆ 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を動議して決定します（分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります）。
- ・ 3月、6月、9月、12月の決算時（年4回）に、組入債券のインカムゲイン（利息収益等）を中心とした通常月の分配に加えて、組入株式のキャピタルゲイン（売買益等）による「プラスα」の分配を行うことを目指します。
- ※「プラスα」の分配とは、株式の値上がり益が出た場合に、分配対象額の範囲内で上乗せして分配することを指します。
- ※株式の値上がり益が出た場合でも、債券価格の下落や円高等によって基準価額が下落した場合や、分配対象額が少額の場合などでは、「プラスα」の分配を行わないことがあります。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

※詳しくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

◆ 基準価額の変動要因

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式や債券（公社債等）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

<主な変動要因>

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、私払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

◆ その他の留意点

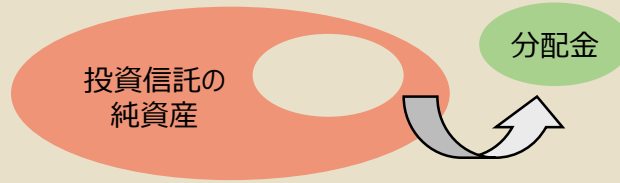
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
 - 投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。
 - 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
 - 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
 - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



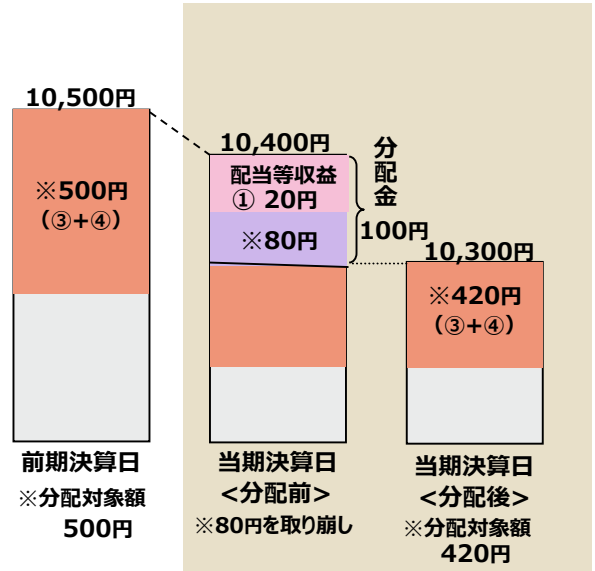
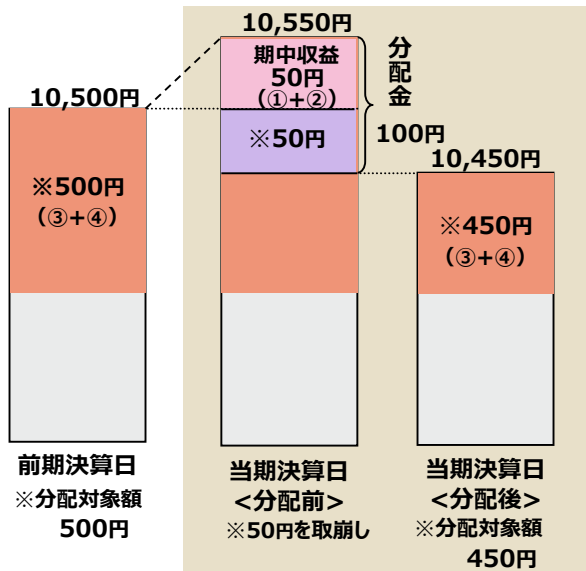
* 上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



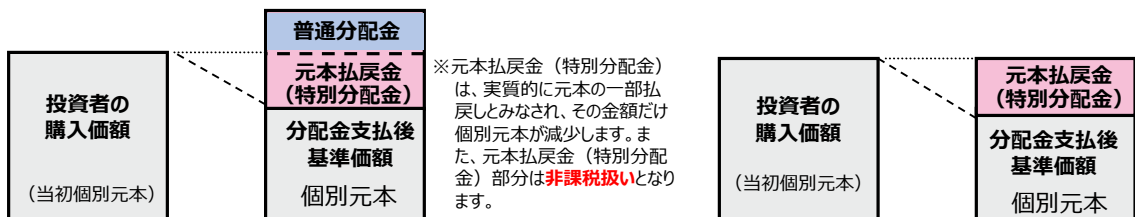
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、交付目論見書等でご確認ください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金 申込不可日	—
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2004年7月28日設定）
繰上償還	委託会社は、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコースおよびコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運用報告書	1月および7月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用						
購入時手数料	購入価額に、 2.75% (税抜2.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問い合わせください。					
信託財産留保額	ありません。					
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.32% (税抜1.2%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。					
		料率 (年率) (各販売会社毎の純資産総額に応じて)				役務の内容
	配分	100億円以下の部分	100億円超 250億円以下の部分	250億円超 500億円以下の部分	500億円超の部分	
	委託会社	0.583% (税抜0.53%)	0.528% (税抜0.48%)	0.506% (税抜0.46%)	0.473% (税抜0.43%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類 (目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等) の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
	販売会社	0.671% (税抜0.61%)	0.726% (税抜0.66%)	0.748% (税抜0.68%)	0.781% (税抜0.71%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.066% (税抜0.06%)				ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	1.32% (税抜1.2%)				運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率	
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用 (監査費用) として、監査法人に年0.0055% (税抜0.005%) を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただけます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。					

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ◆ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ◆ 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。普通分配金に対して…………… 20.315%
換金 (解約) 時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して…………… 20.315%

・少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」、「ジュニアNISA (ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」、「ジュニアNISA (ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA (ニーサ) は満20歳以上の方、ジュニアNISA (ニーサ) は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合については上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

委託会社その他関係法人の概要

- 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社・・・ファンドの運用の指図等を行います。
 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第405号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社・・・・・・ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

販売会社一覧

- お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社京都銀行*	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社名古屋銀行*	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	日本証券業協会
	株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第15号	日本証券業協会
	株式会社北洋銀行*	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社北洋銀行* （委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社）	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
証券会社	静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第8号	日本証券業協会
	第四北越証券株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第128号	日本証券業協会
	北洋証券株式会社*	金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号	日本証券業協会
	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

* 現在、新規の販売を停止しております。

《当資料に関してご留意いただきたい事項》

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します（外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります）。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

◆ ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>